令和７年12月　広 島 県

県民税配当割納入申告書の記載についてのお願い

県民税配当割の納入申告については、次の注意事項を参考に納入申告してくださいますよう、お願いします。

なお、令和３年 10 月１日から地方税共同機構が運営する地方税ポータルシステム（eLTAX）を利用した電子申告納入が可能となっております。

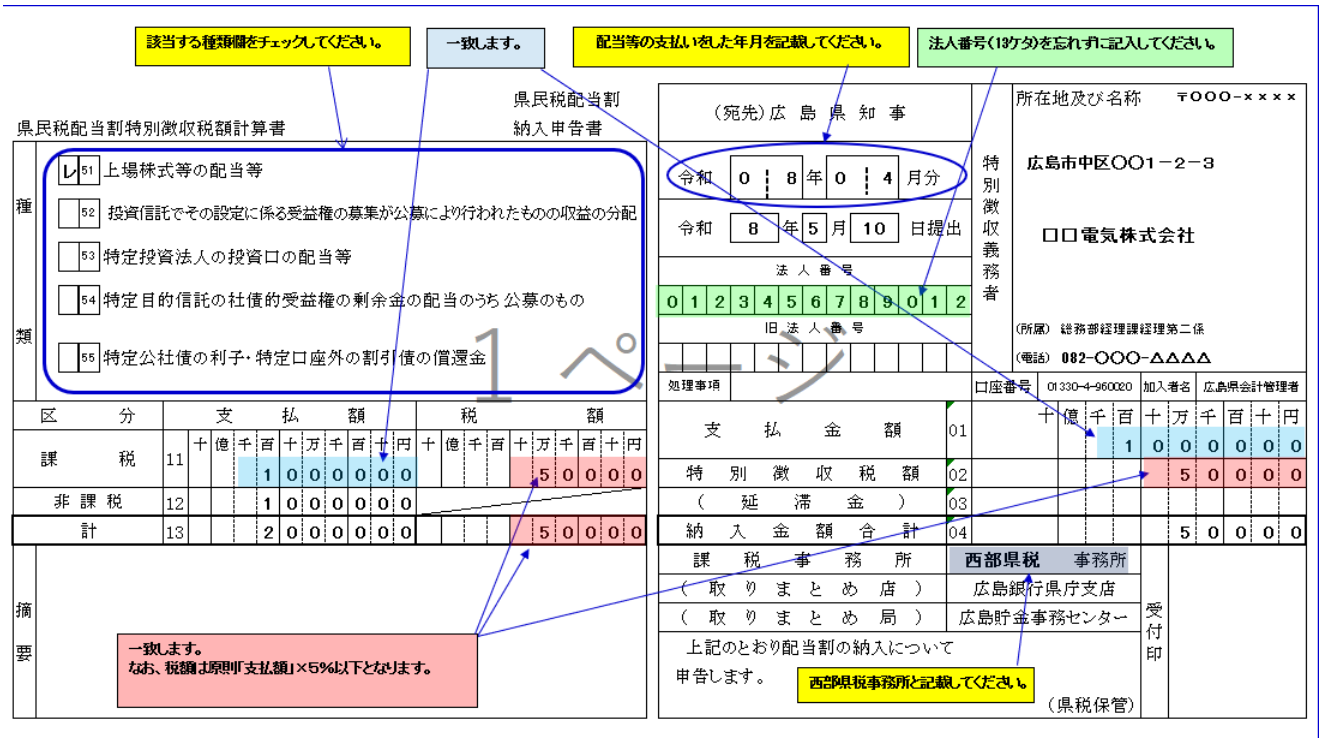
未導入の特別徴収義務者様におかれましては、積極的なご利用をお願いします。

詳細は eLTAX のホームページをご確認ください。(https://www.eltax.lta.go.jp/news/02935)

※eLTAX での提出先は「西部（広島）」を選択してください。

エルタックス　検索

【納入申告書作成上の注意事項について】



（注）１　非課税無効に係る申告については、「摘要」欄に理由（例「マル優無効」「ＮＩＳＡ無効」等）を記載してください。

２　納入申告書は、配当等の種類ごとに１部ずつ作成してください。
また、配当等の支払いをした年月（遡って申告する場合は本来の支払実績年月）ごとに１部ずつ作成してください。

３　支払金額等に係る金額訂正は無効です。

４　電話番号は必ず記載してください。

５　旧法人番号欄は、前回納入時と法人番号の変更がある場合のみ記載してください。

６　納入申告書への押印は不要となりましたが、「印」が印刷された納入申告書も使用可能です。
この場合も押印は不要です